

別表 1

有料老人ホームの設備について

1 留意事項

- ① 留意事項中「□」の項目については、必ず対応してください。
- ② 留意事項中「※」の項目については、介護施設における事故報告の集計結果等から配慮いただきたい項目を抽出しています。対応について検討してください。
- ③ 設備の面積については、内法（内寸）の面積とします。
- ④ 関係法令の改正，国の通知等によって，この審査基準の内容に変更が生じる場合があります。

2 凡例

設置が必要な設備の種類	留意事項
事業所 (建物全般)	<input type="checkbox"/> 入居者が快適な日常生活を営むのに適した規模及び構造設備を有しているか <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">留意事項①「必ず対応する項目」</div> <input type="checkbox"/> 入居者が主に利用する設備には非常用設備(ナースコール)を設置しているか
	<input checked="" type="checkbox"/> 利用者の抜け出し等に対応できるように，利用者が事業所の外に出ても分かるよう配慮してください <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">留意事項②「配慮いただきたい項目」</div> ※ 玄関は，靴を脱ぎ履きするためのベンチを設置する等，利用者を配慮することが望ましいです
一般居室 ・ 介護居室	利用者1人当たりの床面積は， 13 m² 以上(内法。便所，洗面設備，収納設備及びバルコニーの床面積を除く)となっているか <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">留意事項③「内法（内寸）面積」</div> <input type="checkbox"/> 建築基準法第30条の規定に基づく界壁により区分されているか
	<input checked="" type="checkbox"/> 利用者が閉じ込められる恐れがないように，外から開けることができない鍵をつけないよう配慮してください <input checked="" type="checkbox"/> 有料老人ホームが自ら介護を提供しない場合は，介護居室を設置しないことができることとします

3 有料老人ホームの設備に関する具体的基準及び留意事項

設置が必要な設備の種類	留意事項
事業所 (建物全般)	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 入居者が快適な日常生活を営むのに適した規模及び構造設備を有しているか <input type="checkbox"/> 建物は耐火構造物または準耐火構造物であるか <input type="checkbox"/> 利用者が車いすで円滑に移動することが可能な空間・構造となっているか 廊下幅は、片廊下で1.8メートル以上、中廊下(廊下の両側に居室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下)で2.7メートル以上確保しているか→居室内に便所及び洗面設備(居室面積に含まない。)がある場合は、片廊下1.5メートル以上、中廊下1.8メートル以上で可 <input type="checkbox"/> 階段の傾斜は緩やかになっているか <input type="checkbox"/> 利用者が使用する設備が2階以上にある場合、エレベーターが設置されているか <input type="checkbox"/> 建築関係部署、消防署と事前に協議を行っているか <input type="checkbox"/> 日照、採光、換気等利用者の保健衛生について十分配慮しているか <input type="checkbox"/> 感染症予防に必要な設備・備品を備えているか <input type="checkbox"/> 清潔・不潔の区別がなされているか、動線が重ならないか→食堂、機能訓練室、調理室等を通らずに汚物を搬出できるよう配慮しているか <input type="checkbox"/> 非常口は利用者が避難できるようになっているか(避難経路が確保されているか) <input type="checkbox"/> 火災等の事故や災害に対応するための設備を十分に設置しているか <input type="checkbox"/> 施設の必要な箇所に手すりやスロープの設置等、配慮がなされているか <input type="checkbox"/> 事業で利用しない部屋・設備がある場合は、鍵を設置する等利用者が間違っ入らないような措置がとってあるか <input type="checkbox"/> 入居者が主に利用する設備には非常用設備(ナースコール)を設置しているか
	<ul style="list-style-type: none"> ※ 利用者の抜け出し等に対応できるように、利用者が事業所の外に出ても分かるよう配慮してください ※ 転倒の危険がないように、段差の解消やテラスや入り口は雨上がり時などに滑らないよう配慮してください ※ 利用者が閉じ込められる恐れがないように、利用者が利用する設備には外から開けることができない鍵をつけないよう配慮してください ※ 近隣住民に迷惑をかけないよう送迎車両、来客者、従業者用等の駐車場を確保するよう配慮してください ※ 他の利用者と交流したり、多数の利用者が集まったりすることができる場所や入居者が生きがいをもち生活することができる設備(レクリエーション施設、図書室等)を設置することが望ましいです ※ 風雨等が直接入り込まないよう、玄関には風除室を設けることが望ましいです

	<p>※ 玄関は、靴を脱ぎ履きするためのベンチを設置する等、利用者を配慮することが望ましいです</p>
<p>一般居室 ・ 介護居室</p>	<p><input type="checkbox"/> 居室の定員は、1人(個室)となっているか (ただし、必要と認められる場合は、2人とすることができる)</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者1人当たりの床面積は、13㎡以上となっているか</p> <p><input type="checkbox"/> 居室の床面積から、便所、洗面設備、収納設備、バルコニーの面積を除いているか</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者のプライバシーの保護に配慮しているか→入口扉には管理用のぞき窓等を設けていないか</p> <p><input type="checkbox"/> 介護を行うのに必要な広さであるか→ベッドの両側から介助できるスペースを確保しているか</p> <p><input type="checkbox"/> 地階(地下)に設置していないか</p> <p><input type="checkbox"/> 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けているか</p> <p><input type="checkbox"/> 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分配慮しているか</p> <p><input type="checkbox"/> カーテンを設置する場合、防火仕様のものか</p> <p><input type="checkbox"/> 必要な箇所に手すりやスロープの設置等、配慮がなされているか</p> <p><input type="checkbox"/> 建築基準法第30条の規定に基づく界壁により区分されているか</p>
	<p>※ 利用者が閉じ込められる恐れがないように、外から開けることができない鍵をつけないよう配慮してください</p> <p>※ 2階以上に居室を設置する場合は、利用者が窓等から転落しないような措置をするよう配慮してください</p> <p>※ 利用者が長年使い慣れた家具を持ち込むことを想定した広さ、造りとするよう配慮してください</p> <p>※ 居室の扉は引戸とすることが望ましいです</p> <p>※ 認知症の利用者が混乱しないよう、居室の違いが認識できるようにすることが望ましいです</p> <p>※ 有料老人ホームが自ら介護を提供しない場合は、介護居室を設置しないことができることとします</p>
<p>一時介護室</p>	<p><input type="checkbox"/> 介護を行うのに適当な広さを有しているか→一時的に身体介護を行うことができる広さがあるか</p> <p><input type="checkbox"/> 建築基準法第30条の規定に基づく界壁により区分されているか</p> <p>※ 機能訓練室から近い距離に配置されていることが望ましいです</p> <p>※ 居室で一時的な介護を行うのに十分な広さを有する場合は設置しないことができることとします</p>
<p>食堂 ・ 機能訓練室</p>	<p><input type="checkbox"/> 食事の提供の際に、その提供に支障がない広さを確保しているか</p> <p><input type="checkbox"/> 機能訓練を行う際に、その実施に支障がない広さを確保している</p> <p>※ 車椅子が支障なく通行できる形状を確保するよう配慮してください</p> <p>※ 食事スペースに加えリビングスペースを確保することが望ましいです</p>

	<p>※ 機能訓練を行うために適当な広さを有する場所を別途確保できる場合は設置しないことができることとします</p>
浴室	<p><input type="checkbox"/> 介護を必要とする者が使用するのに適したものとして、以下を満たしているか</p> <p>①浴槽は利用者の身体機能の低下に配慮(幅, 奥行き, 深さ)している</p> <p>②脱衣室及び浴室で利用者を介助することができるスペースを適切に確保している</p> <p>③2方向以上からの介助ができる個浴の浴槽である, 介護浴槽である等, 介護しやすい設備を設置することが望ましい</p> <p><input type="checkbox"/> 浴室に手すり等必要な設備が設置されているか</p> <p><input type="checkbox"/> 浴室と脱衣室の温度差に配慮しているか(空調の設置等, 冬場の温度差に配慮しているか)</p>
	<p>※ 浴槽の床は冷えにくく滑りにくくするよう配慮してください</p> <p>※ 居室のある階ごとに設けるのが望ましいです</p>
便所 ・ 洗面設備	<p><input type="checkbox"/> 介護を必要とする者が使用する便所は居室のある階ごとに設置しているか(居室内に設置することも可)</p> <p><input type="checkbox"/> 非常用設備(ナースコール)を設置しているか</p> <p><input type="checkbox"/> タオルの使いまわしをしないようにしているか</p> <p><input type="checkbox"/> →使い捨てのペーパータオルや使いきりの小さなタオルを設置できるようにしているか</p> <p><input type="checkbox"/> 石けん等消毒用品が設置されているか。また, 石けんは固形の物を使用していないか</p> <p><input type="checkbox"/> 清潔・不潔の動線が重ならないような配置となっているか</p> <p><input type="checkbox"/> すべての便所は壁で仕切り, 出入り口は扉とすること(カーテンやアコーディオンカーテンは不可)</p> <p><input type="checkbox"/> 施設に1か所は福祉型便所を設置しているか</p> <p><input type="checkbox"/> 必要に応じ, 手すり等が設置されているか</p>
	<p>※ 誤飲事故を防止できるように, 洗剤等の危険物を安全に保管できるスペースを確保するよう配慮してください</p> <p>※ 車いす利用者を想定し, 洗面台の種類や高さに配慮してください</p> <p>※ 便所は利用定員数を考慮した数を設置するよう配慮してください</p> <p>※ 利用者のプライバシーに配慮した場所に配置するよう配慮してください</p>
医務室 又は 健康管理室	<p><input type="checkbox"/> 医務室または健康管理室を設置しているか</p> <p><input type="checkbox"/> 医務室を設置する場合は, 医療法施行規則第16条に規定する診療所の設備を備えているか</p>
	<p>※ 感染防止のため, 清潔・不潔のものが混在しないように, 流しの設置等に配慮してください</p> <p>※ 誤飲事故の防止のため, 医薬品等の保管場所には鍵を付けるよう配慮してください</p>

談話室 又は 応接室	<input type="checkbox"/> 談話室または応接室を設置しているか
	※ 冷暖房が全く使えない等, 部屋とするには無理な部分を利用しないよう配慮してください
事務室	<input type="checkbox"/> 事務室を設置しているか
	<input type="checkbox"/> 個人情報を適切に管理するための保管スペースがあるか
宿直室	<input type="checkbox"/> 宿直室を設置しているか
洗濯室	<input type="checkbox"/> 洗濯室を設置しているか
	※ 感染対策を十分に行うよう配慮してください(汚物用の洗濯機と清潔用の洗濯機を別にすることが望ましいです)
汚物処理室	<input type="checkbox"/> 他の設備と区分された一定のスペースとなっているか
	<input type="checkbox"/> 利用者から見える位置にないか
	<input type="checkbox"/> 利用者が間違っ洗面台等として使用しないよう配慮してあるか
	<input type="checkbox"/> 壁まで区画し, 臭気等が流れ出ないようにしているか
	<input type="checkbox"/> 汚物処理室の扉を閉めた状態で作業ができるよう換気に十分配慮しているか
	※ 汚物を一時保管できる専用区画, 一時保管した汚物を集約できる場所を設けることが望ましい
看護・介護 職員室	<input type="checkbox"/> 看護・介護職員室を設置しているか
調理室 ※設置する場合	<input type="checkbox"/> 食器, 調理器具等を消毒する設備があるか
	<input type="checkbox"/> 食器, 食品等を清潔に保管する設備があるか
	<input type="checkbox"/> 防虫, 防鼠の設備があるか
	<input type="checkbox"/> 配膳車やワゴンを保管できるスペースを確保しているか
	<input type="checkbox"/> 50食以上提供する場合, 調理室について, 保健所の検査を受けているか
	※ 想定人数分の食事を提供できるように, 必要機器が入る広さかどうか, 専門業者と事前に協議するよう留意してください
※ ダクトの配置等近隣住民に配慮してください	